

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白井市長 笠井 喜久雄
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	白井市 (122327)
地域名 (地域内農業集落名)	富ヶ谷地区 (復の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 5 月 8 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農地を所有している地権者のほとんどが高齢になり、農業を進めていくことが困難な状況の中、後継者のいる梨園については、梨の栽培を続けている。しかし、計画地は広い範囲で住宅地に隣接し、農業を行うのも困難な状況である。

周辺の水田については、耕作面積が狭く、また土壌の質も良質ではないため、水稻を行っているところは少ない。

地域の農地を活用するためには、地権者が中心となり、土地活用について検討する必要がある、持続可能な農業のあり方を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

梨を主要作物とし、認定農業者等に集積をすすめるとともに、耕作されない土地が耕作放棄地となっている状況を踏まえ、地権者が主体となり将来の土地の活用についても含め話し合いを進める。

二重川周辺の水田については、別の協議会が設立されていることから、今回の計画範囲内には含めずにその協議会の意向も含めた検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当地区は、高齢化や担い手不足により持続可能な農業運営が難しいことから、地権者が集まり将来の土地活用を検討するため、地区まちづくり協議会が設立された。その中で将来どのように地区の土地活用を行うかの検討を進め、100%同意のもと土地活用について考えている地域である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業を継続的に続ける担い手へ集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作が難しい土地については、中間管理機構へ登録を促す。
(3)基盤整備事業への取組方針
果樹園が中心であることから、基盤整備については、地域での必要性を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
個人経営体だけでなく法人なども担い手として受け入れるなど、持続的にできる体制について取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農協だけでなく、農業法人など広く効率化が期待できる事業者と積極的に連携していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を検討していく。
 ⑤ 梨の栽培について、認定農業者や担い手を中心に、栽培を継続していく。
 ⑩ 地区まちづくり協議会において、土地の利活用について継続的に話し合う。